

# 3 北海道環境基本計画 (平成10年3月策定)の 点検評価結果の概要

1 この資料は、平成10年3月に策定した北海道環境基本計画で掲げる目標や施策について、平成18年に北海道環境審議会企画部会で行った点検評価の結果をもとに、環境白書2007などを踏まえ、最新のデータ等を加味して取りまとめたものです。

2 記載の考え方

「講じた主な施策」については、計画で掲げられた施策に関連して、計画期間の10年間(H10～19年度)に実施した主な取組を、開始年度等を記載して、できるだけ簡潔に記載しています。

なお、計画で掲げた重点施策で示す「計画の策定」等については、名称や策定年次を記載しています。

「指標で表す環境の達成状況」については、計画の中で定量的目標として掲げている指標について、10年間における環境の状況や取組の状況の推移を表す図表等を示しています。

なお、定量的目標が掲げられていないものについては、参考となる数値等を用いて、状況の推移を表す図表等を示したものがありません。

「備考」欄には、定量的目標の達成状況などを踏まえて、主な現状と課題などを記載しています。

北海道環境基本計画(平成10年3月策定)の体系 (第2章から第5章まで)

長期目標等	項目
第2章 地球環境保全の推進 地球規模の環境問題への取組 地球温暖化防止対策 酸性雨対策 オゾン層保護対策 海洋汚染防止対策 地球環境保全に資する行動の促進 地球環境保全に資する国際協力の推進	地球環境保全対策の推進
	エネルギーの適切・有効利用 ・エネルギー消費の効率化 ・未利用エネルギーの利用(エネルギーの有効利用) ・自然エネルギーの利用(新エネルギーの導入)
	廃棄物対策・リサイクルの総合的な推進 ・廃棄物の減量化 ・資源リサイクルの推進 ・廃棄物の適正処理の推進
第2章 多様な自然環境の保全 すぐれた自然の保全 身近な自然の保全 水辺等における環境保全機能の維持・回復・増進	多様な自然環境の保全
	自然とのふれあいの場の確保 ・自然を適正に利用するための施設の整備と維持管理の充実 ・自然とふれあうための条件整備
	生物の多様性の確保 ・野生生物の調査研究の推進 ・希少な野生生物の保護 ・野生動物の適正な保護管理
第2章 大気環境の保全 窒素酸化物対策 浮遊粒子状物質対策 光化学オキシダント対策 硫黄酸化物対策 有害大気汚染物質対策 脱スバイクタイヤ対策	大気環境の保全
	水環境の保全 ・工場・事業場排水対策 ・生活排水対策 ・湖沼環境保全対策 ・鉱山鉱害防止対策 ・地下水汚染対策 ・農薬の安全使用対策 ・健全な水循環の確保 ・水道水源保全対策
	騒音・振動及び悪臭防止対策 ・工場・事業場、建設作業による騒音・振動対策 ・自動車騒音・振動対策 ・航空機騒音、鉄道騒音・振動対策 ・近隣騒音対策 ・悪臭防止対策
	土壌汚染及び地盤沈下対策 ・土壌汚染対策 ・地盤沈下対策
	化学物質等対策
	環境汚染対策の総合的推進 ・公害の規制・指導の徹底 ・公害防止計画、公害防止推進計画の推進 ・工場・事業場の環境管理の促進 ・公害苦情、公害紛争の処理 ・泊発電所に関する環境保全対策

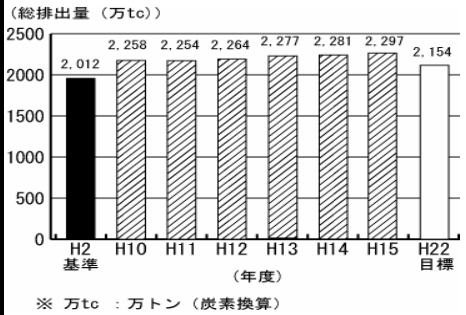
長期目標等	項目
第2章 みどりのふれあいづくり みどりの保全 みどりづくり みどりのネットワークづくり	みどりのふれあいづくり
	水辺とのふれあいづくり ・水辺の保全 ・水辺とのふれあいづくり
	ゆとりある生活空間づくり ・ゆとりある空間づくり ・人と自然にやさしいみちづくり
	北国にふさわしい魅力ある景観づくり ・北国らしい魅力ある景観づくり ・快適で魅力ある都市・農産漁村の景観づくり
	歴史的・文化的遺産の保存・活用 ・歴史的資源の保存 ・歴史的資源の活用
第3章 共通の・基盤的施策 環境影響評価の推進 環境学習の推進 環境の保全等に関する協定の締結等 環境の保全に関する施設の整備 情報の提供 調査の実施 試験研究体制の整備等 エコビジネスの育成 助成の措置 財政上の措置	共通の・基盤的施策
	環境への配慮 ・道が行う事業等における環境への配慮 ・道による各種計画等の策定段階での環境配慮 ・事業者等による各種事業の計画または実施段階での環境配慮 ・事業者の環境管理の促進 ・環境に配慮した食糧生産の推進 ・環境にやさしいまち(エコシティ)づくりの推進 ・環境にやさしいライフスタイル ・土地利用に際しての調整
	各主体に期待される役割 ・道民に期待される役割 ・事業者に期待される役割 ・市町村に期待される役割 ・道の役割
第4章 すべての主体の参加と連携 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進と連携 パートナーシップの形成 道民の意見の反映	民間団体等の自発的な環境保全活動の促進と連携
	パートナーシップの形成
	道民の意見の反映
第5章 推進体制の整備 環境政策推進会議 各主体間の連携強化	推進体制の整備
	進捗状況の把握 ・環境指標等による進行管理 ・環境白書による公表

【長期目標】地球環境保全に地域から取り組む循環型社会の実現

目 標	定 量 的 目 標	講 じ た 主 な 施 策
<p><b>地球環境保全対策の推進</b></p> <p>地球にやさしいライフスタイルの形成や事業活動の展開を図るため、「北海道地球環境保全行動指針 - アジェンダ21北海道 -」に基づく自主的な取組や自発的な参加を促進する。</p> <p>地球環境保全に関する対策及び調査研究を推進する。</p> <p>二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出を抑制する。</p> <p>フロン回収・破壊処理を適正に行う社会システムを構築する。</p> <p>国際協力を通じて地球環境保全に貢献する。</p>	<p>温室効果ガスの削減目標</p> <p>・2010(平成22)年度における本道の温室効果ガス差引排出量を、1990(平成2)年度の排出量に比べて9.2%削減</p> <p>自治体・業界等によりフロン等の回収が実施されている市町村数</p> <p>・212市町村</p>	<p>【地球規模の環境問題への取組】</p> <p>【地球温暖化防止対策】</p> <p>H12に地球温暖化防止計画を策定し、温室効果ガス削減目標を設定。目標達成に向けて、総合的・計画的に施策を実施。</p> <p>温暖化防止に向けたライフスタイルを普及するため、雪国のスローライフ発信事業(H15)や、冷暖房温度の見直しなどを呼びかけるクールビズ・ウォームビズ(H17～)を展開。</p> <p>地球温暖化防止活動推進員の派遣などによる普及啓発の実施や、地球温暖化防止活動推進センターとして指定した北海道環境財団における情報や環境学習機会の提供</p> <p>省エネの推進や、新エネ・低公害車の導入に向けた普及啓発等の実施。</p> <p>輸送用IC燃料の普及拡大に向けた検討を実施(H18～)。</p> <p>H17に森林吸収源対策アクションプランを策定し、無立木地への植栽や間伐の実施など森林の保全・整備を推進。</p> <p>林地残材など木質バイオマス資源の利用を推進</p> <p>【酸性雨対策】</p> <p>酸性雨による生態系への影響調査(降水、湖沼等)の実施</p> <p>【オゾン層保護対策】</p> <p>H14～フロン回収・破壊法の適切な運用を通じて、冷凍庫やカーエアコン等のフロン類回収・処理ルートを整備。</p> <p>【海洋汚染防止対策等】</p> <p>H12に流出油事故災害対応マニュアルを策定し、周辺海域の大規模流出油事故に対応。</p> <p>【地球環境保全に資する行動の促進】</p> <p>北海道環境財団による普及啓発事業や脱温暖化型ライフスタイルを進めるためのスローライフに関する発信等により、道民や事業者の自発的な環境保全行動を促進</p> <p>【地球環境保全に資する国際協力の推進】</p> <p>北方圏地域や中国黒竜江省との環境保全交流を推進。</p> <p>・北方圏フォーラム(H3～)、黒竜江省(H8～H18)</p> <p>JICA等を通じた技術者派遣や研修員受入(H7～)</p> <p>中国・北海道「友好の森づくり」として、道民ボランティアによる黒竜江省での植樹を実施</p>
<p><b>エネルギーの適切・有効利用</b></p> <p>エネルギーの消費抑制、エネルギーの有効利用、自然エネルギーの利用を推進し、環境への負荷を低減する。</p>		<p>【エネルギーの消費の効率化】</p> <p>H14に省エネルギー・新エネルギー促進行動計画を策定し、建築物の省エネ技術の研究開発の推進、民間団体等の省エネ普及事業への助成、中小企業総合振興資金による支援等を実施。</p> <p>ESCO事業に関する情報を提供し、普及の促進</p> <p>【未利用エネルギーの利用】</p> <p>住宅用コージェネレーションの研究開発や導入実証試験の実施(～H16)</p> <p>【自然エネルギーの利用】</p> <p>H18にバイオマス利活用マスタープランを策定。利活用目標を設定し、バイオマスの有効活用を推進。</p> <p>太陽光発電(H15)、ペレットストーブやヒートポンプ(H17)の道有施設への導入、燃料電池車の公用車リース(H17～18)</p>

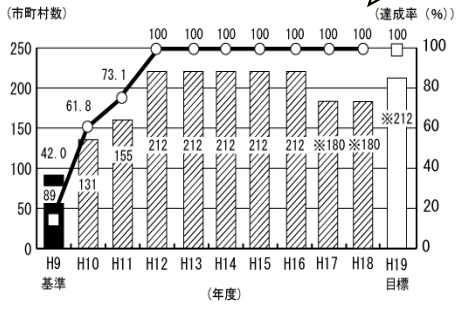
指標で表す環境の達成状況

温室効果ガスの削減(定量的目標)



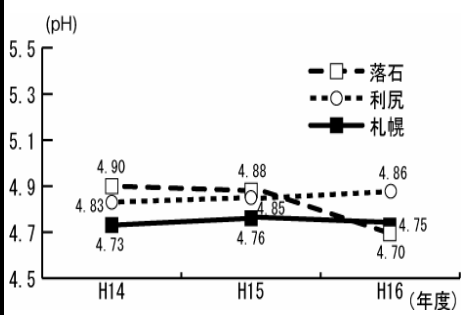
目標 総排出量2,154-森林吸収量327=差引排出量1,827万tC

フロン等の回収市町村数(定量的目標)

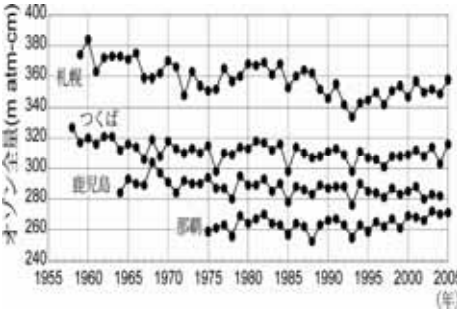


合併により市町村数212 180(H18年度)

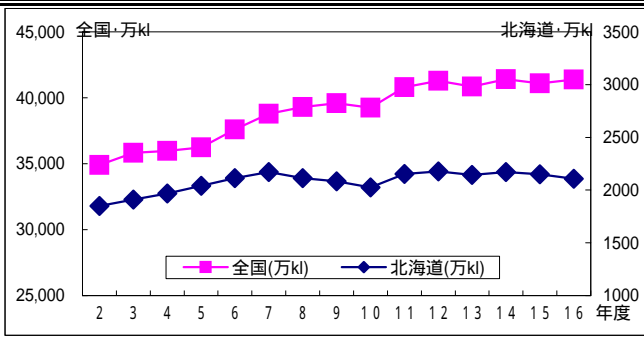
降水pHの経年変化(参考)



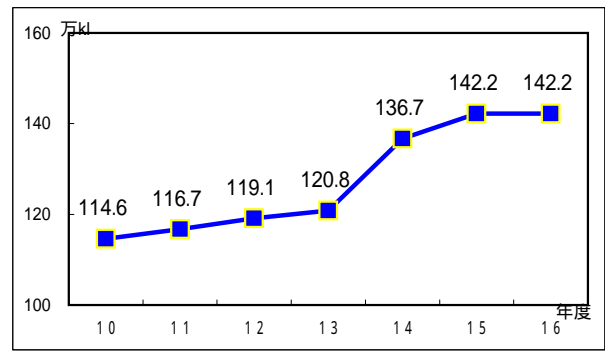
日本の年平均オゾン全量変化(参考)



最終エネルギー消費の推移(参考)



新エネルギー道内供給量の推移(参考)



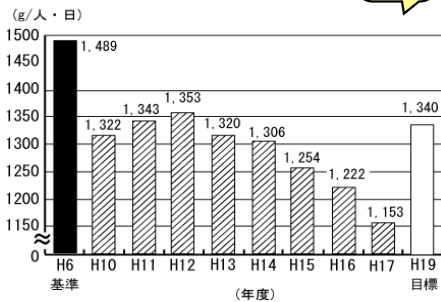
備考

- ・温室効果ガス排出量は増加 (総排出量) 2,012万tC(H2) 2,297万tC(H15) 14.2%増  
森林吸収量(227万tC)を差引した排出量 H15:2,297-227=2,070万tC 2.9%増
- ・一人当たりCO2排出量が全国平均の約1.3倍  
H15: (全国) 2.73tC/人 (北海道) 3.62tC/人
- ・民生(家庭)部門からのCO2排出割合が、全国に比べ高い  
H15: (全国) 13.5% (北海道) 20.5%
- ・省エネ行動などを行っている道民は9割以上(H17)となっているが、より一層環境保全活動を促進することが重要
- ・低公害車は普及してきているが、普及率は全国平均を下回っている  
H17 H18: (全国) 24.4 29.2% (北海道) 16.3 19.9%
- ・道内の森林によるCO2吸収量は横ばい (森林吸収量) 231万tC(H12) 227万tC(H15)
- ・温室効果ガスのより一層の削減が必要
- ・酸性の降水は確認されているが、生態系への明らかな被害は見られない
- ・フロンの回収・破壊処理ルートは確立されている (回収市町村) 89市町村(H9) 180市町村(H18)  
・札幌市上空のオゾン量は、1990年代半ば以降、横ばいから増加傾向
- ・油汚染による海鳥被害発生など原因究明や対策の難しい事案への的確な対応が求められる
- ・環境に関する国際的取組は進められているが、限られた財源の中で、今後の方向性の検討が必要

- ・省エネ設備や機器、システムの導入が進んでいるが、最終エネルギー消費量は、産業・民生部門で増加・横ばい
- ・道民一人当たりのエネルギー消費量は、全国平均の1.2倍
- ・石油依存度は、全国を上回る。  
H16: (全国) 48.1% (北海道) 63.0%
- ・廃棄物発電などの未利用エネルギーや、風力・バイオマス発電などの新エネルギーの導入は増加  
(新エネ導入量) 114.6万kl(H10) 142.2万kl(H16)
- ・エネルギー需要に占める新エネルギー利用の割合は小さい
- ・道内に豊富に存在するバイオマスの利活用などによる新エネルギーのより一層の開発・導入が重要

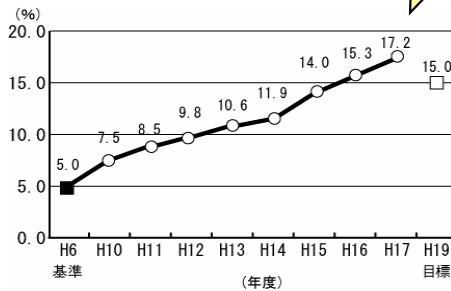
<p><b>廃棄物対策・リサイクルの総合的な推進</b></p>	<p><b>道民1人1日あたりごみ排出量</b></p>	<p><b>【廃棄物の減量化】</b>  <b>H12</b>にごみゼロプログラム北海道、<b>H17</b>に循環型社会推進基本計画を策定し、廃棄物の発生・排出抑制、資源の循環的利用を促進する施策を推進。  市町村の一般廃棄物処理計画や容器包装分別収集計画の策定に対する指導等を実施。  産業廃棄物の減量化に向けた排出事業者への指導、異業種連携によるリサイクルの推進、ゼロ・エミ大賞表彰制度の創設(<b>H17</b>)。</p>
<p>廃棄物の減量化やリサイクルを推進し、循環型社会を構築する。</p>	<p>・<b>10%減少</b> (<b>H6</b>:1,489g/人・日)</p>	<p><b>【資源リサイクルの推進】</b>  <b>H13</b>にグリーン購入基本方針の策定。  再生品利用拡大方針の策定やリサイクル製品認定制度の創設(<b>H16</b>)、リサイクルブランド制度の創設(<b>H18</b>)、再生品利用拡大フェアの開催など、再生品の利用拡大を推進。  <b>H12</b>に策定したエコフレンド北海道217プランの中核事業として、家電製品や紙製容器包装等のリサイクル施設の整備を推進。  関係機関や団体等で構成するバイオマスネットワーク会議を設立(<b>H17</b>)。利活用に向けた情報収集や事業化に向けた検討を実施し、地域の取組支援と全道的なネットワークを構築  <b>H18</b>～循環資源利用促進税を導入し、税収を活用した補助事業の実施等により産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを推進。</p>
<p>廃棄物の適正な処理を推進し、地域の環境を保全する。</p>	<p><b>再資源化が可能な廃棄物を分別して収集している市町村数</b></p>	<p><b>【廃棄物の適正処理の推進】</b>  廃棄物処理計画を改定(<b>H17</b>)し、産業廃棄物の適正な処理体制づくり、排出抑制や減量化の推進等を実施。  <b>H9</b>に策定したごみ処理の広域化計画に基づき、市町村のごみ処理に対する指導助言、広域処理に係る市町村間の調整、施設整備の促進等を実施。  <b>H15</b>に策定し、<b>H17</b>に変更したPCB廃棄物処理計画に基づき、東北など15県との協議調整を行う広域協議会を設置(<b>H16</b>)したほか、処理事業の監視及びリスクコミュニケーションの場として監視円卓会議を設置(<b>H17</b>)。また、室蘭市及び事業者と協定を締結(<b>H17</b>)して事業の安全確保及び環境保全の実効性を確保するなど、確実かつ適正な処理を推進。  不法投棄などの不適正処理を防止するため、主要港湾における監視ハブの実施(<b>H17</b>)、民間事業者(北電(<b>H18</b>)、農林水産関係団体(<b>H19</b>))との撲滅協定締結や、フリーダイヤルによる「産廃110番」を設置(<b>H19</b>)するなど監視指導の強化を推進。</p>
	<p>・<b>212市町村</b> (<b>H8</b>:91市町村)</p>	
	<p><b>一般廃棄物のリサイクル率</b></p>	
	<p>・<b>10%増加</b>(<b>H6</b>:5.0%)</p>	
	<p><b>産業廃棄物の再生利用率</b></p>	
	<p>・<b>70%</b>(<b>H6</b>:64%)</p>	

**道民1人1日当たりごみ排出量  
(定量的目標)**



達成

**一般廃棄物のリサイクル率  
(定量的目標)**



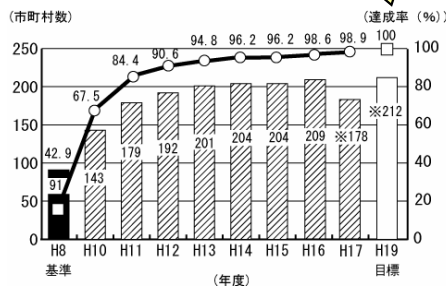
達成

・道民一人1日当たりごみ排出量は減少  
1,489g/人・日(H6) 1,153g/人・日(H17) 22.6%減  
・全国平均 1,068g/人・日(H17)よりは多い

・各市町村において分別収集が進められている  
(分別収集) 91市町村(H8) 178市町村(H17)  
・集団回収等道民のリサイクルの取組は進められているが、リデュースやリユースの積極的な取組を行うまでには至っていない  
・一般廃棄物のリサイクル率は、向上しているが、全国(H17:19.0%)よりは低い  
(リサイクル率) 5.0%(H6) 17.2%(H17)

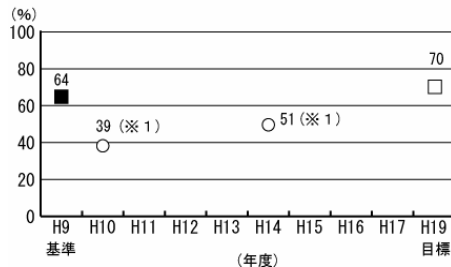
・産業廃棄物の排出量や最終処分量は減少  
(排出量) 4,106万t(H14) 3,994万t(H17推計)  
(最終処分量) 154万t(H14) 115万t(H17推計)  
・産業廃棄物の再生利用率は、全国(H16:51%)と同程度となっているが、汚泥など種類により再生利用が進んでいないものもある  
(産業廃棄物の再生利用率) 39%(H10) 51%(H14)

**分別収集市町村数  
(定量的目標)**



ほぼ達成

**産業廃棄物の再生利用率  
(定量的目標)**



・ごみ処理の広域化が進められている  
(ブロック) 24広域+8離島・単独(計画) 23広域+8離島・単独  
・ダイオキシン類の排出規制に係る基準に適合した施設の新設・改造により、排出量削減が図られているが、廃止された焼却施設の適切な管理及び速やかな解体・撤去が必要。

・リサイクル認定製品数(87製品[H18])  
・リサイクルブランド製品数(3製品[H18])  
・バイオマスの利活用が進められ、利活用率は向上している  
(バイオマスタウン構想) H19年11月末 :15市町村

さらなる廃棄物の排出抑制・減量化や、より一層の循環的利用の促進が必要。また、廃棄物として排出する場合は、適正処理の推進が必要。  
引き続き、不法投棄などの不適正処理を防止するための総合的対策が必要  
地域特性などに応じたバイオマスの利活用システムの構築が求められる

合併により市町村数が180に減少(H17は全市町村の98.9%)

1 H10に国から新たに示された調査方法等により算出したものであり、従前の方法に基づいて設定した目標値との比較はできない。しかしながら、再生利用率は、H10～H14の間に39%・51%に向上している。

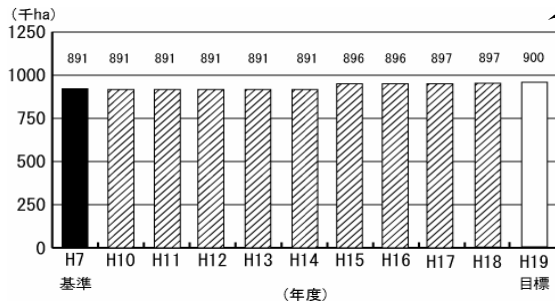
【長期目標】人と自然が共生する社会の実現

目 標	定 量 的 目 標	講 じ た 主 な 施 策
<p><b>多様な自然環境の保全</b></p> <p>すぐれた自然環境を有する地域の保全を推進する。</p> <p>身近な自然の適正な保全と森林、農地、水辺地等が有する公益的機能の維持増進を図る。</p>	<p>自然公園及び自然環境保全地域等の面積</p> <p>・900千ha (H7:891千ha)</p> <p>森林の面積</p> <p>・5,559千ha (H7:5,557千ha)</p>	<p><b>【すぐれた自然の保全】</b></p> <p>国定・道立自然公園の管理指針策定や公園計画の見直し。ナキウサギ生息地を学術自然保護地区に指定。高山植物の盗掘防止のため、道警等と連携した監視や、登山口等での普及啓発など盗掘防止キャンペーンを実施。国や市町村等と連携して、知床の世界自然遺産登録に向けた取組を推進(H17)。登録を受けて、国等と連携して海域管理計画の策定や、河川工作物がサケ科魚類の遡上に与える影響評価を実施。H15に森林づくり基本計画を策定し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に向けて、地域特性に応じた森林づくりを推進。学術上重要な森林や絶滅危惧種が生息する森林など9か所を生物多様性保全の森林として設定。ラムサール条約湿地への登録に向けた取組や地域レベルの湿地保全活動を促進するため、市町村等と連絡会議を設置(H18)。湿原生態系の変化を継続的に把握するモニタリングの実施。国等の関係機関・団体と連携して、H14～釧路湿原やサロベツ湿原における自然再生事業を推進。国の補助事業を活用し、知床国立公園の特定民有地を買上。</p> <p><b>【身近な自然の保全】</b></p> <p>環境緑地保護地区や記念保護樹木の指定。都市計画法に基づく特別緑地保全地区等の指定。H17に北の里山づくり構想を策定し、地域住民による森林ボランティア活動への支援など身近な森林の保全・利用に向けた取組を推進。</p> <p><b>【水辺等における環境保全機能の維持・回復・増進】</b></p> <p>川づくり基本計画に基づき、動植物の生息・生育環境に配慮した多自然型川づくりの推進。豊かな海と森づくりネットワーク構想に基づき、植樹活動や森林整備等への助成を実施。H15に溪流環境整備基本計画を策定し、河畔林の保全・創出の取組を推進。河川沿いの植林や緑化により流域の保水機能を高めるため、河畔林整備を推進。</p>
<p><b>自然とのふれあいの場の確保</b></p> <p>自然を適正に利用するための施設の整備と自然体験の条件づくりを推進する。</p>		<p><b>【自然を適正に利用するための施設の整備と維持管理の充実】</b></p> <p>各公園計画に基づき、木道など自然公園の利用施設の整備を推進。地域の清掃活動団体への助成を通じて、清潔な自然公園の維持を推進。道民の森、21世紀の森、野鳥の森などの施設整備・維持管理を実施。H13に野幌森林公園に自然ふれあい交流館を設置し、自然観察会や探鳥会等の行事を実施。</p> <p><b>【自然とふれあうための条件整備】</b></p> <p>自然解説を行うボランティア、森林浴等の指導を行うグリーンインストラクター等の育成研修会を実施。アウトドアガイド資格制度を創設し、自然ガイド等を行う人材育成を推進。登山者のし尿等による山岳環境汚染を防止するため、携帯トイレの普及を推進。国の長距離自然歩道整備計画を策定に基づき、自然歩道の整備を推進(H15～17)。知床及び周辺地域における広域的エコツーリズム推進のため、地域資源の掘り起こしやモデルートの策定などを実施(H18)。知床の素晴らしさや大切さを伝えるため、小学生を対象としたしれとこ教室を開催(H18～)。H16にグリーンツーリズム推進計画を策定し、普及啓発や受入体制の整備を推進。</p>

指標で表す環境の達成状況

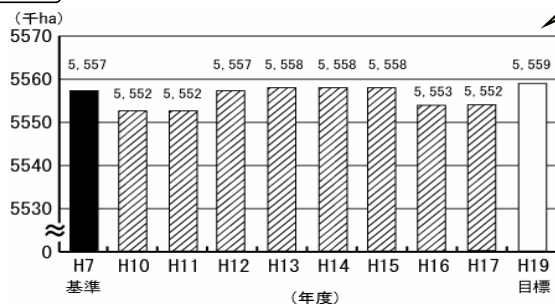
備考

自然公園及び自然環境保全地域等の面積(定量的目標)



ほぼ達成

森林の面積(定量的目標)



ほぼ達成

お魚を殖やす植樹運動の実績推移(参考)

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
植樹本数	35,189	55,756	43,324	58,109	47,830	36,290	33,637	34,850	36,813

・新たな地域指定により、自然公園等の面積は徐々に増加  
(自然公園等面積) 891千ha(H7) 897千ha(H18)

・ラムサール条約登録湿地が着実に増加  
5カ所・17,761ha(H5) 12カ所・35,396ha(H17)

・環境緑地保護地区等の新たな地域指定を実施

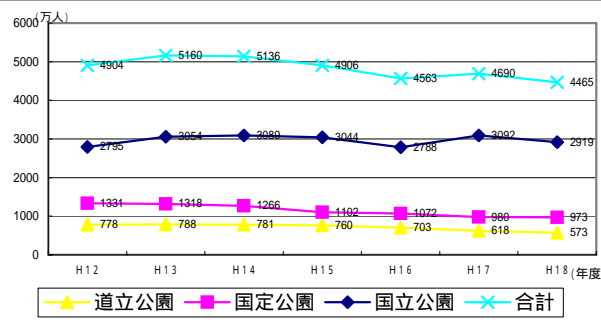
・知床の世界自然遺産登録(H17:面積約71,000ha)

・森林面積は、ほぼ横ばいで推移  
(森林面積) 5,557千ha(H7) 5,552千ha(H17)  
(保安林指定) 219万ha(H13) 368万ha(H17)  
・里山林の登録 0(H13) 6カ所(H18)

・お魚を殖やす植樹運動など、植樹活動が継続的に進められている  
(植樹実績) S63～H14 602千本  
H15～H17 105千本

世界自然遺産の知床をはじめとして、自然環境の保全と適正な利用を進めるルールづくりが必要

自然公園利用者数の推移(参考)

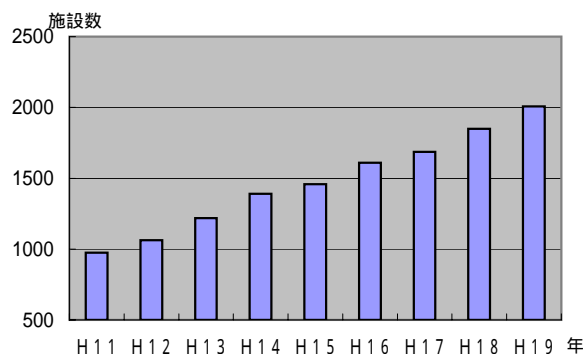


・自然公園利用施設等の計画的な整備を推進  
・自然公園利用者数は、5,000万人程度で推移  
(自然公園利用者数) 5,623万人(H10) 4,465万人(H18)

・自然解説等のための人材育成が進められ、登録者等は着実に増加  
(ボランティアレジャー) 654人(H10) 888人(H19)  
(グリーンインストラクター) 29人(H10) 145人(H15) H15で終了

・自然教室や観察会を継続的に開催している

グリーンツーリズム関連施設数の推移(参考)

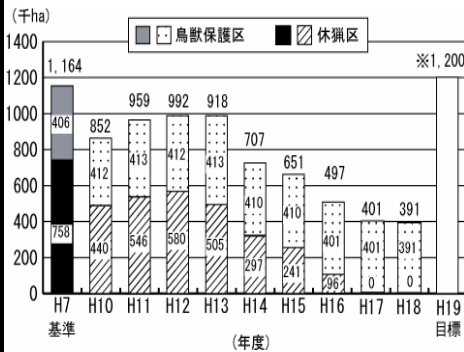


利用施設の老朽化が進んでいることから、限られた財源の中で、効果的な施設整備や維持管理が必要



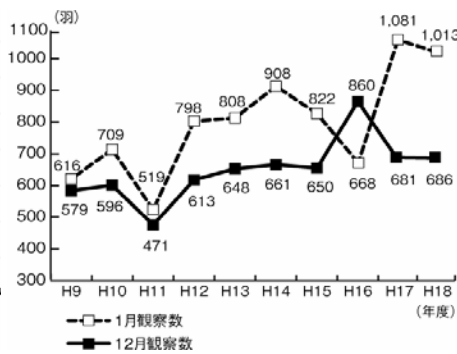
<p><b>生物の多様性の確保</b></p> <p>調査研究や野生生物の適正な保護管理、生息・生育環境の保全などにより、本道の生物多様性を確保する。</p>	<p><b>鳥獣保護区及び休猟区 の面積</b></p> <p>・1,200千ha (H7:1,164千ha)</p>	<p><b>【野生生物の調査研究の推進】</b></p> <p>希少動植物やイソシカ・ヒグマ等の分布や生態等調査の実施。道東・道南に野生生物室を設置(H9,10)し、イソシカ・ヒグマの保護管理対策を推進。道立試験研究機関の相互連携によるイソシカ被害対策等調査、国の研究機関等と連携した野生生物の生息動向等の調査研究を実施。</p> <p><b>【希少な野生生物の保護】</b></p> <p>H13にレッドデータブック2001を作成し、絶滅のおそれのある本道の野生生物の現状を公表。 H13に希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、指定・特定希少野生動植物や生息地等保護区を指定。 絶滅危惧種のクマノリについて、国が策定した保護増殖事業計画に基づき、生息状況調査や生息地の監視など保護対策を実施。</p> <p><b>【野生生物の適正な保護管理】</b></p> <p>狩猟免許受験機会の確保など狩猟人口減少の改善対策や有害鳥獣捕獲体制の整備を推進。 傷病鳥獣保護ネットワークシステムを構築(H9)し、関係者と連携して効率的な保護収容体制を整備。 野生動物による林業被害防止のため、忌避剤散布や捕獲装置設置を推進。 トによる漁具被害を防止するため、小型定置網への強化網の導入などへの支援を実施。 鳥獣保護事業計画(H14)に基づく鳥獣保護区指定等による生息環境の保全。 水鳥類の鉛中毒防止のため、鉛散弾の使用禁止地域を設定(H12～)。 H14にイソシカ保護管理計画を策定し、捕獲規制緩和や有効活用等による個体数管理、農林業被害防止など総合対策を推進。イソシカ個体数調整の一環として、各部連携による食肉等の有効活用を推進(H17～)。 H13に渡島半島地域ヒグマ保護管理計画を策定し、農地等への侵入防止のための電気柵普及や、捕獲技術者の資質向上、人材育成のための捕獲などを実施。春・秋にヒグマ注意特別月間を設定し、普及啓発や事故防止に向けた研修会を実施(H13～)。 H16にフルーリスト2004を作成し、本道の外来種の実態を公表。 H18にアライグマ防除実施計画を作成し、市町村と連携して計画的な防除を実施。セイウオオマルハナバチ防除実施計画を作成(H19)し、地域の関係者と連携した監視・捕獲を実施。 内水面漁業調整規則による外来魚の移植禁止のほか、ブラックバスやブルーギルの駆除、ブラウントラウトによる水産資源への影響調査実施など外来魚対策を推進。</p>
---	---	--

**鳥獣保護区及び休猟区の面積  
(定量的目標)**



鳥獣保護区のみでは、406千ha(H7) 391千ha(H18)であるが、休猟区の指定見合わせのため、当面の目標は鳥獣保護区のみ面積(401千ha)としている

**ツツドリ生息状況一斉調査の結果(参考)**



・鳥獣保護区的面積は、ほぼ横ばい傾向であるが、ツツドリの個体数管理のため、休猟区の指定は見合わせ(鳥獣保護区等面積) 1,164千ha(H7) 391千ha(H18、休猟区なし)  
 ・ツツドリの個体数は、東部地域については高い水準のまま横ばい、西部地域については一貫した増加傾向を示している。

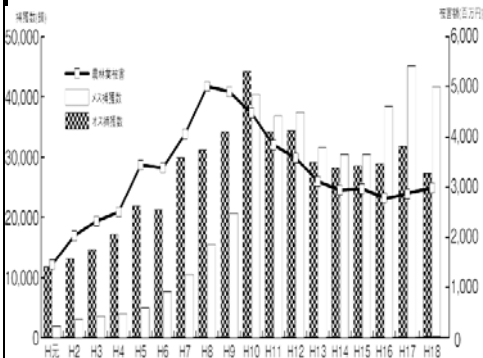
・ツツドリによる農林業被害は減少傾向であるが、被害額が大きい  
 (被害額) 約50億円(H8) 約30億円(H18)

・ツツドリの生息数は増加傾向にある  
 (1月観察数) 709羽(H10) 1,013羽(H18)

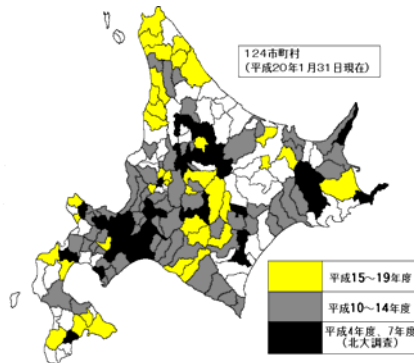
・希少野生動植物保護条例に基づく指定種等の指定  
 0 24種 2生育地保護区(H19)

・ヒグマの捕獲数は、H10年以降、300～400頭程度で推移  
 ・ヒグマの生息域分断や縮小、出没などによる事故や被害発生

**全道のツツドリ捕獲数と農林業被害額の推移(参考)**



**野生化アライグマ分布状況(参考)**



・アライグマ捕獲数の増加と生息地域の拡大  
 (捕獲数) 約400頭(H10) 約1,700頭(H18)  
 (目撃市町村) 54市町村(H10) 124市町村(H19)

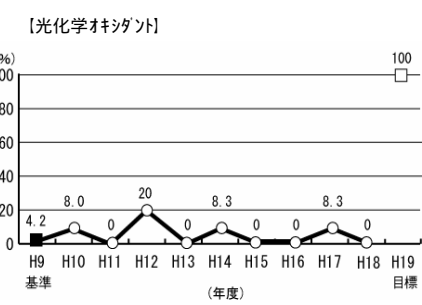
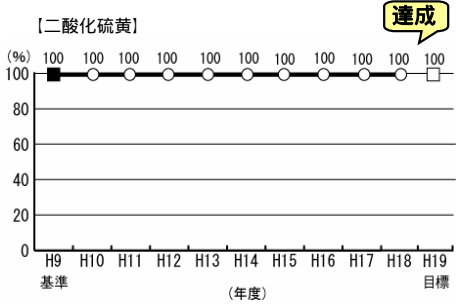
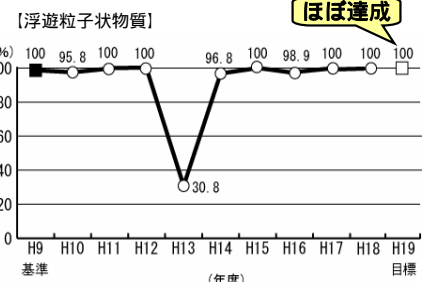
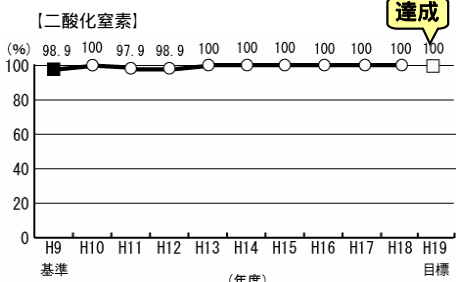
ツツドリやヒグマなど野生生物の適正な保護管理を推進する必要がある  
生態系等への影響が懸念される外来種の生息・生育地域が拡大する傾向にあり、その対策が必要

【長期目標】道民が健康で安全に生活できる社会の実現

目 標	定 量 的 目 標	講 じ た 主 な 施 策
<p><b>大気環境の保全</b></p> <p>有害大気汚染物質による環境汚染を未然に防止する。</p>	<p>大気汚染に関する環境基準を維持・達成する</p>	<p><b>【窒素及び硫黄酸化物・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント対策】</b>                      環境中の汚染物質濃度の測定による大気汚染状況の常時監視、工場・事業場等のばい煙発生施設等の監視・指導を実施。                      低公害車やエコドライブの普及促進。</p> <p><b>【有害大気汚染物質対策】</b>                      有害大気汚染物質の常時監視、固定発生源に対する実態調査や規制指導の実施。                      H17に知事を本部長とするアスベスト対策本部を設置し、各部署が連携して総合的な対策を推進。道有施設、市町村や民間の建築物を対象に吹き付けアスベスト等の使用状況調査を実施。調査結果に基づきアスベスト台帳を作成(H17)し、定期的に措置状況を把握。健康被害などの未然防止を図るため、建築物における吹き付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針を策定(H17)し、施設管理者に対して指導助言を実施。関係法令や作業・処理基準などの情報をまとめたハンドブックを作成(H18)、ホームページによる情報提供を実施。届出のあった全ての解体等作業現場へ立入検査を実施。</p> <p><b>【脱スパイクタイヤ対策】</b>                      スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律や脱スパイクタイヤ推進条例に基づくスパイクタイヤ使用規制の継続。道警察や北海道開発局など関係機関と連携し、つるつる路面対策を検討、凍結防止剤散布による環境影響などの情報を収集し、「北海道関係行政機関スパイクタイヤ対策連絡協議会冬道対策検討部会報告」を作成(H16)。また、冬用タイヤ装着率調査を継続して実施。</p>
<p><b>水環境の保全</b></p> <p>健全な水循環を確保するとともに、水道水源の保全を推進する。</p>	<p>河川、湖沼、海域、地下水に関する環境基準を維持・達成する</p> <p>下水道、農(漁)業集落排水、合併処理浄化槽の処理人口の割合</p> <p>・90%(H7:75.9%)</p> <p>森林の面積</p> <p>・5,559千ha (H7:5,557千ha)</p>	<p><b>【工場・事業場排水対策】</b>                      公共用水域の常時監視、工場・事業場に対する立入検査や、施設の維持管理の徹底等についての指導を実施。</p> <p><b>【生活排水対策】</b>                      H16に全道みな下水道構想リニューアルプランを策定し、下水道、農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽の整備を促進。</p> <p><b>【湖沼環境保全対策】</b>                      湖沼環境保全基本指針に基づく重点対策湖沼について、地元協議会を設置。環境保全計画を策定し、対策を推進。                      環境基準未達成湖沼の原因究明調査を実施。</p> <p><b>【鉱山鉱害防止対策】</b>                      鉱害が発生又はそのおそれのある鉱山の坑内水等が流入する水域の水質を監視。                      鉱害防止工事実施義務者不在の4休廃止鉱山における坑廃水の中和処理等の対策実施。</p> <p><b>【地下水汚染対策】</b>                      地下水質の常時監視を計画的に実施。                      H16に硝酸性及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環の確保のための基本方針を策定し、生活排水処理施設や家畜排せつ物処理施設の整備、農用地の施肥管理に係る技術指導等を実施。</p> <p><b>【農薬の安全使用対策】</b>                      農薬散布地域における農薬の流出実態調査や道内産農畜水産物の残留農薬検査を実施。                      農作物病害虫・雑草防除ガイドを作成し、農薬の適正・安全使用の徹底を指導。農薬販売者等への立入検査・指導、農薬指導士の養成等による農薬の適正な流通と使用を推進。                      コルフ場事業者に対する農薬の適正使用と排水水の自主測定等を指導。</p> <p><b>【健全な水循環の確保】</b>                      都市における雨水の地下浸透や下水処理水の再利用を推進。                      治山事業7カ年計画等に基づく水源涵養機能の回復を図るための森林整備や治山施設の設置等を推進。</p>

**指標で表す環境の達成状況** **備考**

**大気汚染に関する環境基準の達成率(定量的目標)**



・二酸化窒素濃度は、H13以降全測定局で環境基準を達成し、年平均値は横ばいから減少傾向で推移 (達成率) 98.9%(H9) 100%(H18)

・浮遊粒子状物質濃度は、一部を除きほぼ全測定局で環境基準を達成(長期的評価)し、年平均値は横ばい-減少傾向で推移 (達成率) 100%(H9) 100%(H18)

・スリムタイプ装着率の低下に伴い、粉じん発生など大気環境は大幅に改善 (装着率(主要12市)) 72.9%(H1) 1.4%(H16)

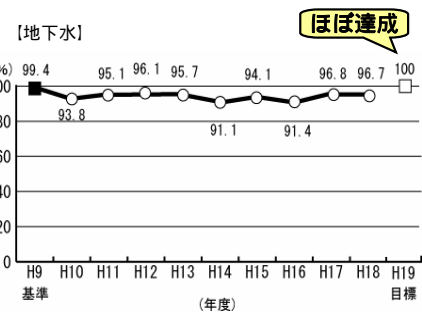
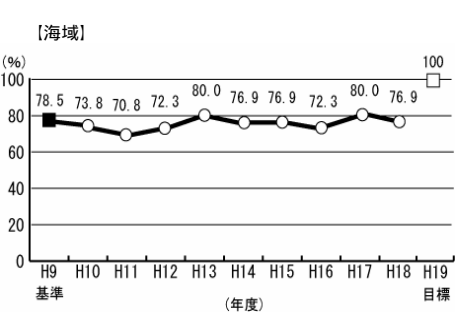
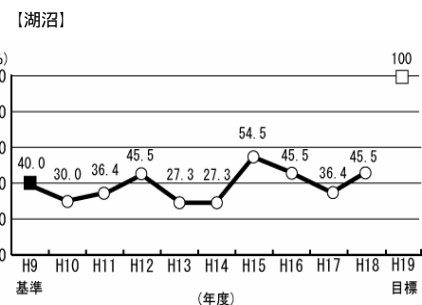
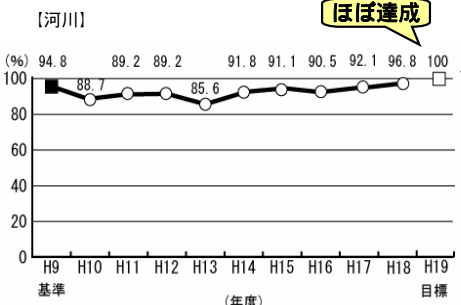
・二酸化硫黄濃度は、全測定局で環境基準を達成(長期的評価)し、年平均値は低レベルで推移 (達成率) 100%(H9) 100%(H18)

・光化学オキシダント濃度の環境基準達成率は、例年低い水準で推移。上空のオゾン降下等が原因と考えられているが、詳細が解明されていないため、今後の知見の集積等を見ながら対応を検討する必要がある。法で定める緊急時の注意報発令濃度基準は全て下回っている (達成率) 4.2%(H9) 0%(H18)

・ベンゼン、トリクロロエチレン等有害物質の環境基準は達成

大気環境は概ね良好であるが、引き続き継続的な監視、指導が必要

**河川・湖沼・海域・地下水に関する環境基準の達成率(定量的目標)**



・公共用水域の水質の環境基準達成率は、全体平均では85%程度で推移しているが、湖沼など達成率が低いものや、年によりバラツキが見られる (達成率) 河川 94.8%(H9) 96.8%(H18)  
湖沼 40.0%(H9) 45.5%(H18)  
海域 78.5%(H9) 76.9%(H18)  
地下水 99.4%(H9) 96.7%(H18)

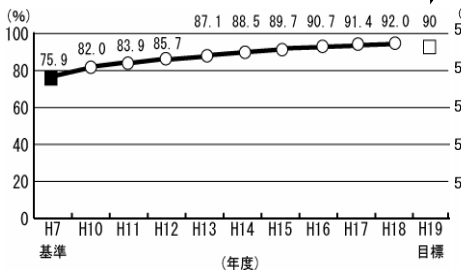
・汚水処理人口普及率は、着実に上昇しているが、市部と町村部で大きな差があり、町村部における普及促進が必要 (普及率) 75.9%(H7) 92.0%(H18)

・リニューアルプランに基づき市町村が整備スケジュール、順位、目標を盛り込んだアクションプログラム(実行計画)を作成したことを受けて、H18に新しい中間目標値(H19:92.1%)を設定

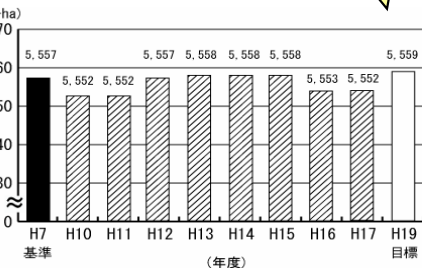
・一部の地域で、硝酸性及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が顕在化

・近年、排水基準不適合等による一時停止命令や改善命令を発動した事案は少ない  
H15~H18年度 発動件数なし

**下水道、集落排水、合併処理浄化槽の処理人口(定量的目標)**



**森林の面積(定量的目標)**



・森林面積は、ほぼ横ばいで推移 (森林面積) 5,557千ha(H7) 5,552千ha(H17)

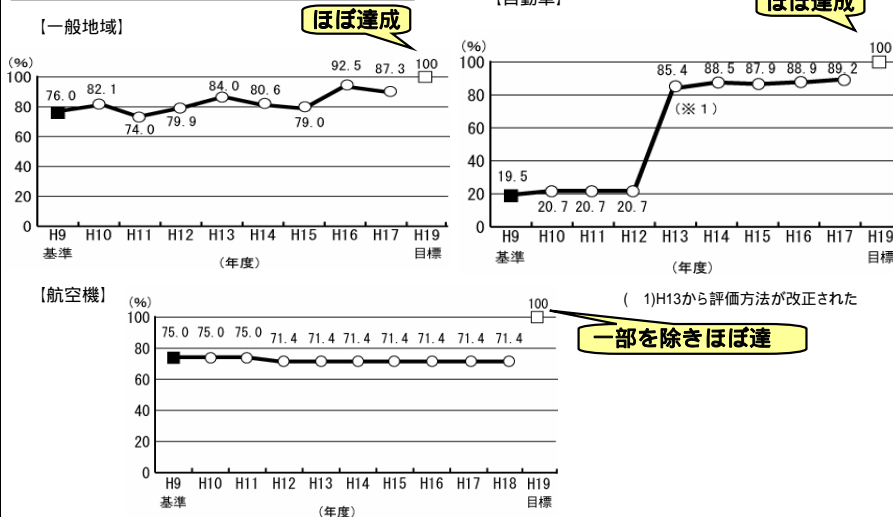
・水源涵養保安林の指定面積は増加 (指定面積) 164万ha(H15) 269万ha(H18)

・水道普及率は上昇し、全国平均並みとなっているが、未普及地域もあるため、引き続き解消を進める必要がある (普及率) 95.3%(H7) 97.2%(H17)

		<p><b>[水道水源保全対策]</b> 水道未普及地域解消基本方針を策定(H15)し、水道未普及地域の解消を推進。 水道水源保全に関する基本方針(H10)に基づく重点対策流域の常呂川について、地元対策協議会を設置し、畜産排水対策や地下水調査等を実施。 クワトロリウム汚染のおそれを示す指標菌を調査し、必要により水道事業者等に除去施設設置等を指導。</p>
<p><b>騒音・振動及び悪臭防止対策</b></p> <p>騒音及び振動に関する発生源対策を推進する。</p> <p>悪臭の防止に関する規制・指導などの発生源対策を推進する。</p>	<p><b>騒音に関する環境基準を維持・達成する</b></p>	<p><b>[工場・事業場、建設作業による騒音・振動対策]</b> 騒音規制法や振動規制法に基づく規制地域の指定及び見直し、規制地域内の特定施設等に対する規制等を実施。</p> <p><b>[自動車騒音・振動対策]</b> 自動車騒音の環境基準達成状況の把握、国道36号沿道市町による対策連絡会議を設置し、毎年騒音調査を実施。</p> <p><b>[航空機騒音、鉄道騒音・振動対策]</b> 飛行場における航空機騒音を測定し、環境基準未達成の空港設置者に対して改善対策の実施を要請。</p> <p><b>[近隣騒音対策]</b> 近隣騒音に係る苦情処理、ポスターや広報誌による啓発を実施。</p> <p><b>[悪臭防止対策]</b> 悪臭防止法に基づく規制地域の指定や規制基準の設定等を行い、工場等から排出される悪臭の規制・指導を実施。</p>
<p><b>土壌汚染及び地盤沈下対策</b></p> <p>土壌汚染に関する環境基準を維持・達成する。</p> <p>土質特性に応じた適切な地下水利用を推進する。</p>		<p><b>[土壌汚染対策]</b> 土壌汚染対策法の運用(H15～)による土地所有者等への指導助言等の実施。</p> <p><b>[地盤沈下対策]</b> 石狩・釧路・十勝平野における沈下量調査や、関係機関で構成する連絡会を開催(～H18)。なお、継続して情報収集を実施。</p>
<p><b>化学物質等対策</b></p> <p>有害な化学物質等による環境汚染を未然に防止する。</p>	<p><b>ダイオキシン類に関する環境基準を維持・達成する</b></p>	<p><b>[化学物質等対策]</b> 大気・公共用水域・地下水・土壌の常時監視や工場・事業場の大気・水質に係る立入検査の実施。 H11に内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針を策定し、公共用水域の水質・底質、水生生物及び土壌等の実態や野生生物の蓄積状況を把握する調査を実施。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、コプラ-PCBを含むダイオキシン類の大気・水質・底質・土壌の汚染状況を調査や、廃棄物焼却施設等への立入検査と指導の実施。 PRTR法に基づく有害化学物質の排出状況や化学物質による暴露症状等の情報を提供。 道産食肉及び水産食品中のPCB残留濃度や魚類の水銀などを検査。</p>
<p><b>環境汚染対策の総合的推進</b></p> <p>環境基準の未達成項目に関係する施策を計画的に推進し、環境基準を早期に達成する。</p> <p>環境汚染の発生源に対する規制・指導を強化する。</p> <p>公害防止計画に基づく総合的な環境汚染対策を推進する。</p> <p>事業者による自主的な環境管理を促進する。</p>		<p><b>[公害の規制・指導の徹底]</b> 大気・水質等の環境監視、工場等の発生源に対する規制・指導等を実施。</p> <p><b>[公害防止計画、公害防止推進計画の推進]</b> H13に策定した札幌地域公害防止計画に基づき、自動車騒音・水質汚濁対策等を実施。</p> <p><b>[工場・事業場の環境管理の促進]</b> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく公害防止管理者等の選任、届出について指導。</p> <p><b>[公害苦情、公害紛争の処理]</b> 公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員を配置し、市町村等と協力して苦情を処理。 公害紛争処理法に基づく公害審査会を設置し、一般廃棄物処理施設の建設中止の件に係る調停等を実施。</p> <p><b>[泊発電所に関する環境保全対策]</b> 環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画に基づき、泊発電所周辺の環境モニタリングを実施し、結果を公表(S61～)。道・地元町村と北海道電力との安全協定に基づく立入調査や指導等の実施。</p>

湖沼など環境基準未達成水域の改善策を長期的に進めていく必要がある。  
引き続き、公共水域等の水質環境の継続的な監視、指導が必要。

**騒音に関する環境基準の達成率(定量的目標)**



一般環境騒音の基準達成率は、80%程度で推移(達成率)76%(H9) 87.3%(H17)

騒音や振動の苦情件数は、建設作業関係が増加(苦情件数)建設作業騒音85(H13) 148(H17) 建設作業振動19(H13) 38(H17)

騒音・振動規制法に基づく規制地域の指定 35市68町(H18)

自動車騒音の環境基準達成率は、評価方法の改正以降80%台で推移(達成率)19.5%(H9) 85.4%(H13) 89.2%(H17)

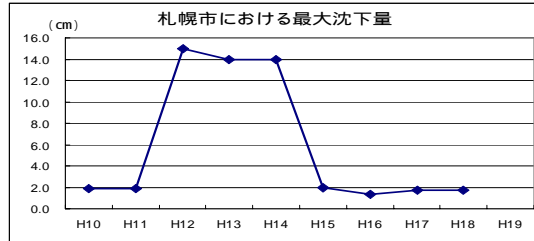
国道36号線沿線での環境基準達成率が低い

航空機騒音の環境基準達成率は、千歳飛行場、新千歳空港を除きほぼ達成しており、70%台で推移

悪臭の苦情件数は、年によりバラツキはあるが、200~300件程度で推移

悪臭防止法に基づく規制地域の指定 35市48町(H18)

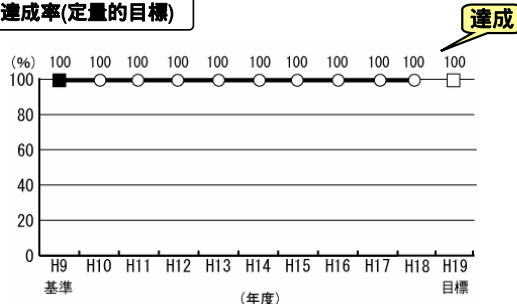
**札幌市における地盤沈下量の推移(参考)**



環境基準に適合しない汚染が認められた場合に、法に基づき指定する指定区域は、道内にはない

石狩平野の札幌市の一部では地盤沈下量の年平均値が大きいことから、札幌市による調査結果を見守っていくことが必要。

**ダイオキシン類に関する環境基準の達成率(定量的目標)**

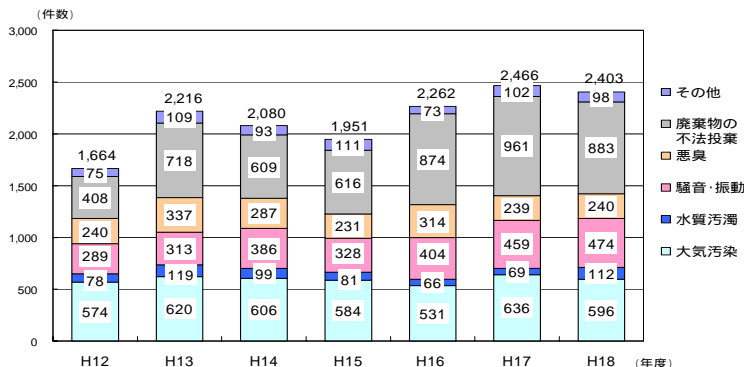


ダイオキシン類の環境基準は、毎年達成している(達成率)100%(H10) 100%(H18)

化学物質等による深刻な環境汚染は生じていない

廃止焼却炉のダイオキシン対策を進める必要がある

**公害苦情件数の推移(参考)**



法令に基づく届出事業場・施設への計画的な立入検査及び監視、指導等を実施

札幌地域公害防止計画については、水質及び騒音の一部を除き、概ね環境基準を達成し、計画は終了(H17)

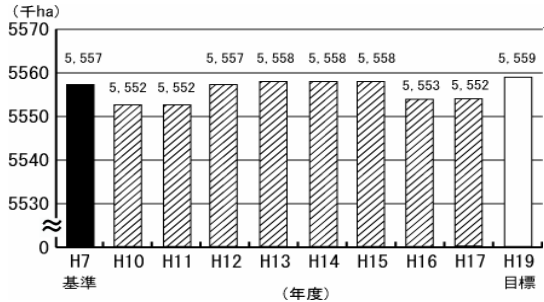
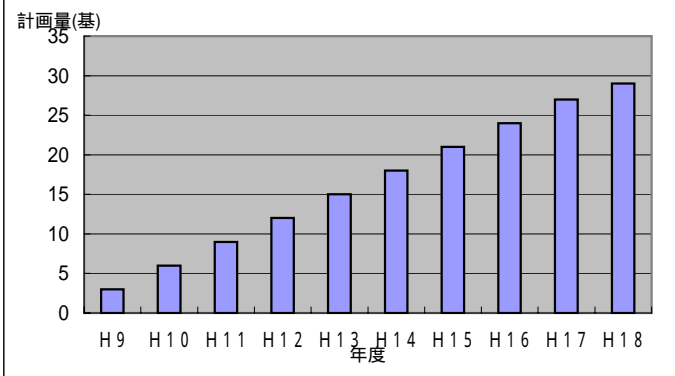
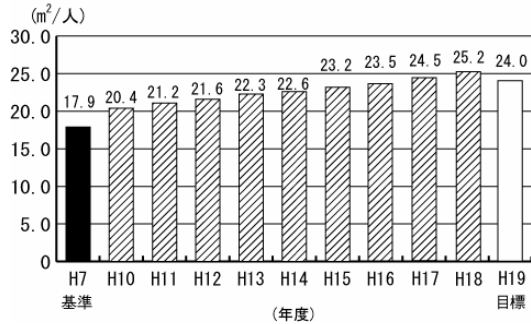
事業者の環境管理システム導入が進んでいる(導入状況)ISO14001 421(H18.3) 454(H19.3)件 HES 8(H18.3) 14(H19.3)件 EA21 15(H18.3) 37(H19.3)件

公害苦情件数は、廃棄物関係を中心に増加傾向

引き続き発生源等に対する規制・指導を実施するとともに、事業者の自主的な環境管理の促進を図る必要がある

【長期目標】快適な環境が形成され心の豊かさが感じられる社会の実現

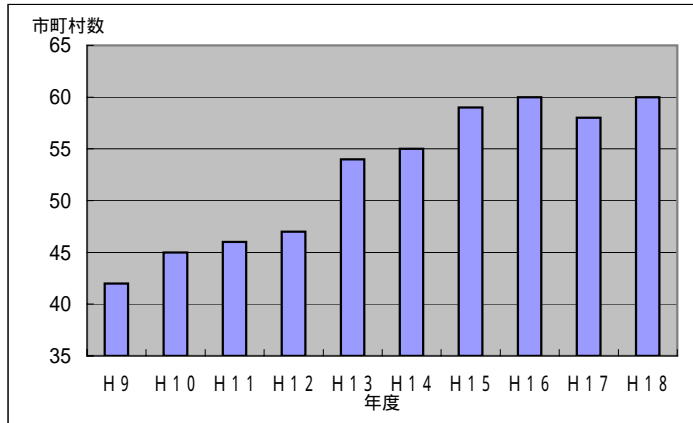
目 標	定 量 的 目 標	講 じ た 主 な 施 策
<p><b>みどりとふれあいづくり</b></p> <p>拠点のみどりや身近なみどりの保全及び育成整備を推進する。</p> <p>みどりのネットワークを形成する。</p>	<p>森林の面積</p> <p>・5,559千ha (H7:5,557千ha)</p>	<p>【みどりの保全・みどりづくり】</p> <p>H14に北のみどり21プランを策定。みどりの環境軸の形成を目指し、住民との協働によるみどりの環境づくりやみどりの機能向上を推進。 北国の風土にあったみどりをつくるため、ハマナスやチシマザクラの品種改良など緑化樹の調査研究を推進。 みどりバンクの設置による実践団体や指導者等の紹介、グリーンコーディネーターの派遣による住民・企業・行政のパートナーシップによるグリーンネットワークを推進。 環境緑地保護地区や記念保護樹木の指定。 都市公園や河畔林の整備、海岸地域における森林の整備・造成を実施。 H13に広域緑地計画を策定し、道立公園等の整備を推進。 市町村が主体となって策定する緑の基本計画に対する指導助言を実施。</p> <p>【みどりのネットワークづくり】</p> <p>みどりの環境軸の形成を目指して、街路樹の整備、自然生態系等に配慮した川づくり、防風林の造成や、住民との協働によるみどりの環境づくりなどにより、みどりネットワークづくりを推進。</p>
<p><b>水辺とのふれあいづくり</b></p> <p>生物の生息空間として重要な水辺を保全するとともに、良好な環境の保全を図りつつ、水辺とのふれあいづくりを推進する。</p>		<p>【水辺の保全】</p> <p>魚がのぼる溪流づくり事業による治山ダムへの魚道設置、多自然型川づくりを取り入れた河川整備の推進。 湿原保全マスタープラン(H6)に基づき、関係機関と連携した湿原保全対策を推進。</p> <p>【水辺とのふれあいづくり】</p> <p>川づくり基本計画(H6)に基づき、生きている川づくりを基本として、親水施設や遊歩道の整備など親しみやすい川づくりを推進。 海辺のふれあい事業による親しみの持てる海岸づくりを推進。</p>
<p><b>ゆとりある生活空間づくり</b></p> <p>自然と調和し、人にやさしい公園緑地や道路などのオープンスペースを確保する。</p>	<p>一人当たり都市公園面積</p> <p>・24㎡/人 (H7:17.9㎡/人)</p>	<p>【ゆとりある空間づくり】</p> <p>都市計画区域指定市町における都市公園の整備を推進。 立体交差化による渋滞の解消や、無電柱化等による景観形成の推進。 H13に広域緑地計画を策定し、広域レクリエーション需要や体験型拠点となる道立公園の整備を推進。</p> <p>【人と自然にやさしいみちづくり】</p> <p>道路環境計画(H7)に基づき、沿道植栽など緑豊かな道路空間の創出、サイクリングロードやポケットパークの整備など自然とふれあうゆとり空間の創出のほか、小動物の移動経路確保など自然生態系への配慮や、アスファルト舗装塊の再利用など資源リサイクルの推進による人と自然にやさしい道路環境の形成を推進。</p>

指標で表す環境の達成状況	備考																								
<p><b>森林の面積(定量的目標)</b></p>  <p>ほぼ達成</p> <table border="1"> <caption>森林の面積(千ha)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積(千ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H7</td><td>5,557</td></tr> <tr><td>H10</td><td>5,552</td></tr> <tr><td>H11</td><td>5,552</td></tr> <tr><td>H12</td><td>5,557</td></tr> <tr><td>H13</td><td>5,558</td></tr> <tr><td>H14</td><td>5,558</td></tr> <tr><td>H15</td><td>5,558</td></tr> <tr><td>H16</td><td>5,553</td></tr> <tr><td>H17</td><td>5,552</td></tr> <tr><td>H19</td><td>5,559</td></tr> </tbody> </table>	年度	面積(千ha)	H7	5,557	H10	5,552	H11	5,552	H12	5,557	H13	5,558	H14	5,558	H15	5,558	H16	5,553	H17	5,552	H19	5,559	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林面積は、ほぼ横ばいで推移 (森林面積) 5,557千ha(H7) 5,552千ha(H17)</li> <li>・みどりバンクの登録者は年々増加 (登録者数) 32人(H14) 97人(H17)</li> <li>・環境緑地保護地区等の新たな地域指定を実施</li> <li>・一人当たりの都市公園面積は、着実に増加 (一人当たり面積) 17.9㎡/人(H7) 25.2㎡/人(H18)</li> <li>・道民との協働により1年間に育てる樹木の本数は、約1.5倍に増加 (樹木本数) 56.0万本(H12) 82.7万本(H17見込)</li> </ul> <p><u>森林の持つ多面的機能を発揮させるため、森林の保全、整備が必要</u></p>		
年度	面積(千ha)																								
H7	5,557																								
H10	5,552																								
H11	5,552																								
H12	5,557																								
H13	5,558																								
H14	5,558																								
H15	5,558																								
H16	5,553																								
H17	5,552																								
H19	5,559																								
<p><b>魚がのぼる溪流づくり計画量(参考)</b></p>  <table border="1"> <caption>魚がのぼる溪流づくり計画量(基)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>計画量(基)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H9</td><td>3</td></tr> <tr><td>H10</td><td>6</td></tr> <tr><td>H11</td><td>9</td></tr> <tr><td>H12</td><td>12</td></tr> <tr><td>H13</td><td>15</td></tr> <tr><td>H14</td><td>18</td></tr> <tr><td>H15</td><td>21</td></tr> <tr><td>H16</td><td>24</td></tr> <tr><td>H17</td><td>27</td></tr> <tr><td>H18</td><td>29</td></tr> </tbody> </table>	年度	計画量(基)	H9	3	H10	6	H11	9	H12	12	H13	15	H14	18	H15	21	H16	24	H17	27	H18	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多自然型川づくりなど環境に配慮した河川整備等が進められている</li> <li>・魚がのぼる溪流づくり事業による魚道の設置が進められている (設置数) 3基(H9) 29基(H18)</li> <li>・ラムサール条約登録湿地が着実に増加 5カ所・17,761ha(H5) 12カ所・35,396ha(H17)</li> <li>・環境に配慮した親水施設の整備や河畔林等の整備が進められている</li> </ul>		
年度	計画量(基)																								
H9	3																								
H10	6																								
H11	9																								
H12	12																								
H13	15																								
H14	18																								
H15	21																								
H16	24																								
H17	27																								
H18	29																								
<p><b>一人当たり都市公園面積(定量的目標)</b></p>  <p>達成</p> <table border="1"> <caption>一人当たり都市公園面積(㎡/人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積(㎡/人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H7</td><td>17.9</td></tr> <tr><td>H10</td><td>20.4</td></tr> <tr><td>H11</td><td>21.2</td></tr> <tr><td>H12</td><td>21.6</td></tr> <tr><td>H13</td><td>22.3</td></tr> <tr><td>H14</td><td>22.6</td></tr> <tr><td>H15</td><td>23.2</td></tr> <tr><td>H16</td><td>23.5</td></tr> <tr><td>H17</td><td>24.5</td></tr> <tr><td>H18</td><td>25.2</td></tr> <tr><td>H19</td><td>24.0</td></tr> </tbody> </table>	年度	面積(㎡/人)	H7	17.9	H10	20.4	H11	21.2	H12	21.6	H13	22.3	H14	22.6	H15	23.2	H16	23.5	H17	24.5	H18	25.2	H19	24.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人当たりの都市公園面積は、着実に増加 (一人当たり面積) 17.9㎡/人(H7) 25.2㎡/人(H18)</li> <li>・環境に配慮した道路整備等が進められている</li> </ul>
年度	面積(㎡/人)																								
H7	17.9																								
H10	20.4																								
H11	21.2																								
H12	21.6																								
H13	22.3																								
H14	22.6																								
H15	23.2																								
H16	23.5																								
H17	24.5																								
H18	25.2																								
H19	24.0																								



<p><b>北国にふさわしい魅力ある 景観づくり</b></p> <p>北国にふさわしいまち並みや魅力ある 都市・農山漁村の景観づくりを推進する。</p>		<p><b>【北国らしい魅力ある景観づくり】</b></p> <p>H14に美しい景観のくにつくり基本計画を策定し、道民活動による景観づくり、地域主体による景観づくりの取組の推進、市町村等と連携した広域にわたる景観づくりなどを推進。</p> <p>美しい景観のくにつくり条例に基づき、羊蹄山麓7町村を広域景観づくり推進地域に指定(H17)し、広域景観づくり指針の策定など、P-TA-シップによる景観づくりを推進。</p> <p>景観フォーラムの開催や景観アドバイザーの派遣など景観づくりの普及啓発を実施。</p> <p>H15に公共事業景観づくり指針を策定し、道の公共事業の計画・実施等における景観づくりを推進。</p> <p>屋外広告物条例を改正し、屋外広告業登録制度を導入(H18)、規制。</p> <p><b>【快適で魅力ある都市・農山漁村の景観づくり】</b></p> <p>電線類の地中化の推進、空港へのアクセス道路における植樹帯整備、桜並木の植樹や防雪林の整備など緑豊かな道路空間の創出を推進。</p> <p>海浜美化推進方針に基づき、団体と連携して海浜美化活動を促進。</p> <p>田園空間整備事業により歴史的農業施設や北海道ならではの農村景観保全のための整備や取組を支援。</p>
<p><b>歴史的文化遺産の保存・活用</b></p> <p>地域の歴史的文化遺産の保存に努めるとともに、自然と調和した個性的で魅力あるまちづくりを推進する。</p>		<p><b>【歴史的資源の保存】</b></p> <p>有形・無形文化財等の指定・登録とその保存活用を推進。</p> <p>史跡・名勝・天然記念物の指定・登録とその保護に影響を及ぼす行為などを制限。</p> <p>宿場町、港町、城下町など伝統的な建造物群で価値の高いものとその環境を保存するため、保存地区等を定め、広域的に保存・活用を推進。</p> <p><b>【歴史的資源の活用】</b></p> <p>H13、H16に合計52件の北海道遺産を選定し、その保全・活用による人づくりや地域づくりを推進。</p> <p>歴史的建造物保全推進事業による歴史を生かすまちづくりを推進。</p> <p>北東北3県と連携し、縄文文化を核とした地域交流など北の縄文文化回廊づくりを推進(H16～)。</p>

景観ガイドライン等策定市町村数(参考)



市町村合併に伴う減少

・景観ガイドライン等の策定市町村が増加  
(策定市町村) 42市町村(H9) 60市町村(H18)

・広域景観づくり推進地域の指定 羊蹄山麓7町村(H17)

・行政や住民団体等により、各地で景観づくりのための様々な取組が行われている

美しい景観づくりを進めるため、羊蹄山麓7町村以外の地域においても、広域景観づくりに取り組む必要がある

指定文化財の指定状況(参考)

年度	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
国指定	126	128	129	131	137	141	143	146	151	152
道指定	133	132	132	135	138	139	137	139	138	142

・指定文化財数は、増加傾向にある  
(文化財) 国指定 128(H10) 153(H19. 10)  
道指定 132(H10) 142(H19. 10)

・H8年に創設された文化財登録制度により、92件の有形文化財・記念物が登録され、保存(H19.10.1現在)

・H19に函館市著保内野遺跡出土の重要文化財「土偶」が本道初の国宝に指定

・歴史的資源を活用したまちづくりの取組が進められている

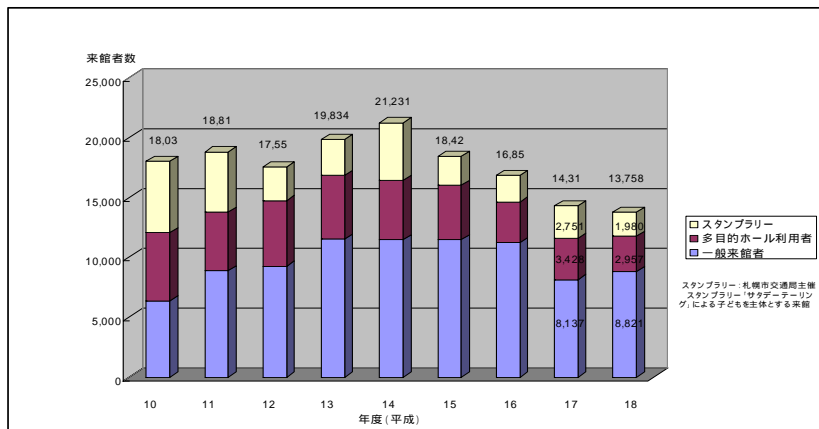
## 環境施策の総合的推進(共通的・基盤的な施策の推進)

施 策 体 系	講 じ た 主 な 施 策
共通的・基盤的施策	
環境影響評価の推進	H10に環境影響評価条例を全面改正し、制度の周知を図るとともに、効果的な環境影響評価を推進。環境影響評価法に基づく手続において、知事意見を作成。
環境学習の推進	H17に環境教育基本方針を策定し、環境保全意識を持ち主体的に行動する人づくりの推進を目指して、家庭、学校、地域等における環境教育を推進。 幼児向けの環境教育絵本など環境学習教材の作成・配布、幼稚園における親子体験型環境学習や環境教育指導者を養成するための研修会等の実施。 北海道環境財団が運営する環境サポ-センターを環境教育の拠点として活用し、学習会の開催や情報提供などを実施。 H15に環境の村基本計画を策定し、環境の村事業として、道民の森を活用した自然体験プログラムなど参加・体験型事業を実施。 野幌森林公園自然ふれあい交流館において、自然教室の開催や情報発信等を実施。 環境教育に取り組む道立高校をネイチャーハイスクールに指定し、実践研究を支援(H15～17)。環境教育に関する指導、実践資料の発行、研修講座の実施。 公立学校の校舎等の改築時に、道産木材の活用や太陽発電の導入などエコスクールの取組を推進。 企業の支援を受け小中学生を対象に家庭の省エネ等に取り組む環境教育プログラム(キッズISO14000プログラム)を実施(H18～)。
環境の保全等に関する協定の締結等	苫小牧地域などにおける企業立地等に際し、環境に大きな影響を及ぼす恐れがある場合に、関係市町村とともに事業者と公害防止協定を締結し、監視、指導等を実施。 PCB廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定を室蘭市とともに事業者と締結。(H17)
環境の保全に関する施設の整備	全道みな下水道構想リニューアルプランに基づき、下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設の整備推進。 ごみ焼却施設など廃棄物処理施設や、家畜排せつ物処理施設、都市公園、自然観察施設や木道など自然公園利用施設、道立の森などの整備を推進。 学校の校舎改築時に太陽光発電や省エネ設備を導入。北方建築総合研究所庁舎に自然エネルギー-利用技術を導入。
情報の提供	環境に関する情報を管理・提供する環境情報システムを整備し、「北の生き物たち」情報や「北海道の水環境」などHPでGISを用いた情報等を提供。 毎年、環境の状況等を取りまとめた環境白書を発行するとともに、メールマガジンを月1回配信(H15～)するなど各種メディアを活用して環境に関する情報を提供。
調査の実施	大気・水質や野生動植物など環境に関する各種調査を実施し、施策の立案に活用。
試験研究体制の整備等	環境科学研究センターにおいて酸性雨、大気汚染や水質汚濁等の状況、化学物質による環境汚染、野生動物の保護管理など、環境問題の調査・研究を推進。 道立試験研究機関相互や、国の研究機関、大学、企業などとの共同研究を実施。 北方建築総合研究所(雪水を利用した冷房システムの研究開発)、水産試験場(おたけ加工残さを活用した漁業飼料の開発)、農業試験場(クリーン農業や家畜ふん尿の有効利用に関する技術等の開発)、林業試験場(河畔林の再生など森林整備技術の開発)、林産試験場(木質ペレットの有効利用や木質系廃棄物の再資源化の研究)、工業試験場(鉛を含む製品の代替材料の開発)など、各研究機関において、環境に関連する研究・技術開発を推進。
エコビジネスの育成	企業立地促進条例に基づきリサイクル工場の新増設に対する助成を実施。(H14～) 創造的中小企業育成条例に基づき環境・リサイクル関連産業に係る研究開発に対する助成を実施(H16～H18)。環境産業に係る研究開発に対する助成を実施(H19～)。 試作段階にあるリサイクル製品等の事業化に向けた実証試験や市場調査に対する助成を実施(H18～)。 再生品利用拡大方針の策定やリサイクル製品認定制度の創設(H16)、リサイクルブランド制度の創設(H18)、再生品利用拡大フェアの開催など、再生品の利用拡大を推進。 廃プラスチック、汚泥、動植物残さの発生状況等の調査と、効率的なリサイクルシステムの構築等に向けた検討を実施。
助成の措置	北海道環境財団を通じて、NPO等の環境保全活動に対する助成を実施(～H16)。 中小企業総合振興資金融資制度により、省エネルギーや環境負荷軽減に資する施設の新増設や更新を行う中小企業者に、金融機関を通じて融資。
財政上の措置	環境保全基金(基金総額6億円)の運用益を活用して、環境保全に関する普及啓発や調査研究事業を実施。 H18～循環資源利用促進税を導入し、税収を活用して産業廃棄物の減量化やリサイクルに係る施設の整備等に対する補助を実施。

施 策 の 実 施 状 況 等

備 考

環境サポートセンター年度別来館者数(参考)



・環境教育に関する事業への参加者数は、年によりバラツキがある

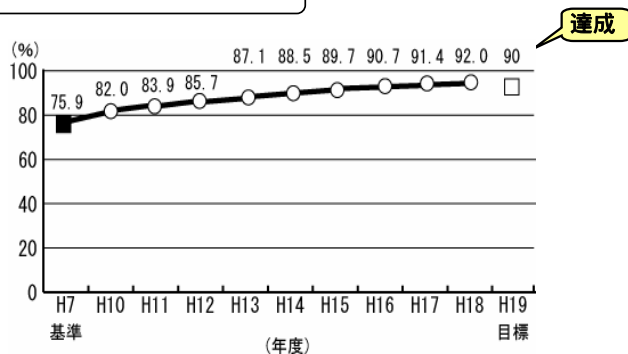
・環境サポートセンター来館者数13,758人(H18)

・環境財団HPアクセス数184,912件(H18)

・ネイチャーハイス쿨指定校 9校

・道が当事者として締結する協定は、21件(H19)

下水道、集落排水、合併処理浄化槽の処理人口(定量的目標)



・汚水処理人口普及率は、着実に上昇しているが、市部と町村部で大きな差があり、町村部における普及促進が必要

(普及率) 75.9%(H7) 92.0%(H18)

・リニューアルプランに基づき市町村が整備スケジュール、順位、目標を盛り込んだアクションプログラム(実行計画)を作成したことを受けて、H18に新しい中間目標値(H19:92.1%)を設定

・環境局のHPへのアクセスは、増加している  
(アクセス数) 18,000回(H15) 24,900回(H17)

環境保全活動支援助成実績(参考)

H17から休止

[交付決定額 単位:千円]

年度	H10		H11		H12		H13		H14		H15		H16	
	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額
スタートアップ助成	27	5,096	37	4,849	37	4,849	40	5,500	26	4,320	23	3,580	16	3,060
ステップアップ助成	22	4,904	23	4,524	23	4,524	24	4,500	20	5,680	14	3,420	11	3,364
計	49	10,000	60	9,373	60	9,373	64	10,000	46	10,000	37	7,000	27	6,424

<b>環境への配慮</b>	
道が行う事業等における環境への配慮	H12～道の本庁等21部局において、ISO14001の認証を取得した環境管理システムを運用し、H15、18に更新して、環境負荷低減の取組を執行。また、H14～支庁等全ての出先機関を対象に、環境管理システムを準用。地球温暖化対策推進法に基づき、H12(第1期)、17(第2期)に道の事務・事業に関する実行計画を策定。温室効果ガス削減目標を設定し、全ての機関で省エネ・省資源等の取組を執行。 道の公共・一般事業における野生生物、自然景観、大気・水環境、省資源・省エネ、廃棄物・リサイクルへの配慮目標を設定し、事業の設計・施工段階で環境配慮を徹底。
道による各種計画等の策定段階での環境配慮	環境配慮指針(H8)の庁内への普及、公共事業担当部局との情報共有。 H17に農業農村整備環境配慮指針を策定し、魚類の生息に適した水路整備や地域住民と連携した希少種の保全など、地域特性に応じた環境配慮の取組を推進。
事業者等による各種事業の計画または実施段階での環境配慮	公共事業における建設廃棄物リサイクルなどの情報を事業者へ提供し、環境配慮の取組を促進。
事業者の環境管理の促進	H16に北海道商工会議所連合会が中心となって構築した中小企業向けの環境管理システム「北海道環境マネジメントシステム・スタンダード(HES)」や環境省が策定したエコアクション21などの普及促進。
環境に配慮した食料生産の推進	グリーン農業・有機農業推進プラン(H18)及び有機農業推進計画(H19)を策定し、グリーン農業・有機農業を推進。 H12～グリーン農業により生産された農産物の栽培情報などを消費者に伝えるため、YES!clean表示制度を創設(H15～)し、化学肥料・農薬の使用基準などを設定。 H17に食の安心・安全基本計画や食育推進行動計画を策定し、グリーン農業や有機農業の拡大、高いレベルの安全・安心基準等を設定した道産食品独自認証制度を推進するとともに、地産地消をはじめとする愛食運動や北海道らしい食育の推進のための啓発等を実施。
環境にやさしいまち(エコシティ)づくりの推進	市町村における緑の基本計画の策定に対する助言等の支援の実施。 環境共生住宅など環境と調和した公営住宅等の供給や北方型住宅の普及を推進。
環境にやさしいライフスタイル	H13にグリーン購入基本方針を策定し、環境配慮型製品等の優先調達を推進。 温暖化防止に向けたライフスタイルを普及するため、雪国のスロ・ライフ発信事業を実施(H15)。 夏季の軽装励行や冬季の暖房温度見直しなどを呼びかけるクールビズやウォームビズを普及(H17～)。 H15に空き缶等の散乱の防止に関する条例を施行し、環境美化促進地区の指定や、ホスター・標語募集など環境美化についての啓発活動を実施。 環境に配慮したイベント(エコイベント)を普及するため、チェックシートを作成し、HP等により普及。
土地利用に際しての調整	国土利用計画(北海道計画)、土地利用基本計画等の土地利用に関する計画や、都市計画法・工場立地法・森林法・農業振興地域の整備に関する法律・農地法・自然環境等保全条例等の適切な運用による環境と調和した土地利用の推進。 ゴルフ場開発の規制に関する要綱(H2)によるゴルフ場開発の規制を実施。

## すべての主体の参加とパートナーシップの形成

施策体系	講じた主な施策
民間団体等の自発的な環境保全活動の促進と連携	住民団体等が開催する環境学習講座に講師を派遣するeco-アカデミア事業を実施。 民間団体等の環境保全活動を促進するために設立した環境財団を通じて、セミナーやシンポジウム、講演会等の開催、学習支援キットや資料等の整備・提供、環境に関する情報の提供、環境保全活動への資金助成等(～H16)を実施。 環境・景観などに関するアドバイザー派遣事業の実施や、企業や団体等が開催する環境イベントに対する後援等の実施。
パートナーシップの形成	環境財団等を通じて、環境に関する情報提供や環境教育事業の実施等により民間団体等の活動を支援。 道民・事業者・行政が連携して環境保全活動に取り組むため、環境道民会議を設立(H10)し、講演会やセミナー、施設見学等を通じて意見・情報交換を実施。 地域の自主的・自発的なみどりづくりを促すため、グリーンコーディネーターを派遣し、みどりづくりのノウハウ提供や技術指導を実施。 ボランティアレジャー育成研修会等を開催し、環境保全活動を進める人材を育成。 企業や民間団体等と協力し、海岸や山岳での美化清掃や環境に関するイベントを実施。
道民の意見の反映	道民意識調査等を活用し、地球温暖化やみどりの環境づくりなど道民の環境に関する意識を把握し、施策に反映。 環境保全推進委員を全道に配置(H9～)し、道の環境政策に関する意見を聴取し、施策に反映。 循環型社会推進基本計画など環境に関する計画等の策定に当たってパブリックコメント等を実施し、道民意見を聴取して計画等に反映。

環境目標の達成状況[オフィス活動](参考)

目的	運用状況	
電気使用量の削減	[目標] 平成12年度比 - 3.2% [実績] 2.4%削減	未達成
ガソリン使用量の削減	[目標] 燃費6.9km/l以上 [実績] 燃費7.5km/l 道庁本部は適用対象としていない	達成
熱使用量の削減	[目標] 平成12年度比 - 13.4% [実績] 22.4%削減	達成
コピー用紙使用量の削減	[目標] 平成12年度比 - 9.9% [実績] 12.0%削減	達成
水道水及び地下水使用量の削減	[目標] 平成12年度比 ±0 [実績] 26.8%削減	達成
ごみ排出量の削減	[目標] 平成12年度比 - 33.9% [実績] 40.5%削減	達成
廃棄物のリサイクル率の向上	[目標] リサイクル率45.6%以上 [実績] リサイクル率48.3%	達成
グリーン購入の推進	[目標] 北海道グリーン購入基本方針に基づき策定する環境物品等調達方針による。 [実績] 調達率91.9%(調達目標を100%に設定している品目に限る)	未達成
平成17年度		

YESclean登録生産者数等の推移(参考)

年産	作物数	集団数	生産者数(戸)
12	8	11	975
13	17	44	2,286
14	24	101	3,780
15	33	177	5,629
16	40	200	7,501
17	47	244	8,851
18	48	279	9,479
19	49	311	10,115

資料:北海道農政部調べ(18年12月現在)

- 注1:1)集団数は作物別にカウント  
2)H16以降は制度改正後の登録基準による  
3)集団数、生産者数(戸)は延べ数

・道の事務事業に伴い排出される温室効果ガスは増加(第1期計画期間)  
(実績)298,166tCO<sub>2</sub>(H10) 330,480tCO<sub>2</sub>(H16) 10.8%増

・オフィス活動では、電気使用量削減は未達成。コピー用紙や水の削減、ごみ排出量の削減などは達成。

・公共事業・一般事業では、廃棄物減量化やリサイクル以外は、7割以上運用されている。

・事業者の環境管理システム導入が進んでいる  
(導入状況)ISO14001 421(H18.3) 454(H19.3)件  
HES 8(H18.3) 14(H19.3)件  
EA21 15(H18.3) 37(H19.3)件

・北のグリーン農産物表示制度に取り組む生産者が着実に増加  
(YESclean表示制度登録生産者数) 975戸(H12) 10,115戸(H18)

・ウォームビスに取り組む企業等は増加  
(宣言企業数)64(H17) 136(H18)

・省エネ行動を行っている道民は9割以上となっているが、より一層環境保全活動を促進することが必要

・道のグリーン購入調達は、一部品目を除き高い実績(90%以上)となっている

・特定開発行為の許可件数は、近年減少傾向  
(許可件数) 43件(H10) 14件(H18)

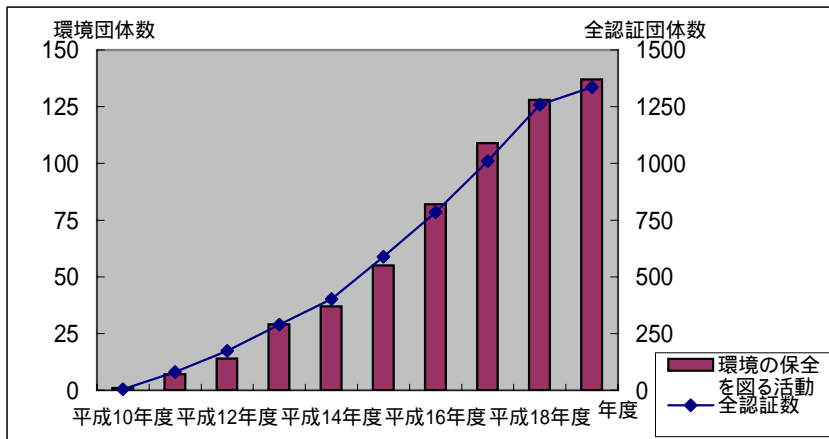
環境管理システムの適切な運用により、道の事務・事業におけるCO<sub>2</sub>排出量削減など環境配慮をより一層徹底する必要がある。

施策の実施状況等

備考

NPO団体認証数の推移(参考)

NPO法に基づく認証のうち、環境保全に係る活動を主としていると思われる団体の認証数(道環境生活部調べ)



・環境保全活動を行うNPO等が着実に増加  
(認証団体数) 1団体(H10) 137団体(H19.8)


・環境道民会議参加団体は63団体(H18)

・環境保全推進委員の委嘱数は減少  
(委員数) 300名(H10) 143名(H18)

今後も、道民・事業者・民間団体・行政がそれぞれの立場に応じて環境保全の取組を行うことが重要。

## 計画の推進

施策体系	講じた主な施策
<b>推進体制の整備</b>	
環境政策推進会議	道庁内の関係部局が連携して、環境施策を推進するため、副知事をトップに、各部局長で構成する環境政策推進会議を設置(H9)し、情報交換や協議等を行い、連携・調整を図る。
各主体間の連携強化	道民、事業者、行政が互いに連携して環境保全活動に取り組むため、環境道民会議を設立し、講演会やセミナー等を実施。
<b>進捗状況の把握</b>	
環境指標等による進行管理	計画に基づく施策について、定量的目標のほか具体的な指標を設定して進捗状況を把握。
環境白書による公表	基本計画に掲げる目標の実現に向けた施策の進捗状況等を点検し、毎年、環境白書として公表。

施 策 の 実 施 状 況 等	備 考
<p data-bbox="151 365 432 398">環境道民会議の概要(参考)</p> 	<p data-bbox="1062 387 1532 439">様々な環境問題に対応するため、環境政策推進会議の下に12の部会を設置。</p> <p data-bbox="1062 645 1532 719">計画の進行管理に当たっては、分かりやすい具体的目標を設定し、施策の進捗状況等を把握・評価することが重要。</p>